



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年10月3日金曜日 第2004号

### ◇ 目次 ◇ 告 示

急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	1057
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....	1058
都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧.....	1058
市営土地改良事業の施行の同意（2件）.....	1058

### 訓 令

愛媛県地方局事務決裁規程及び愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令.....	1058
---	------

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	1062
技能検定の合格者.....	1062

### 選挙管理委員会告示

愛媛県選挙公営実施規程の一部改正.....	1071
-----------------------	------

### 公営企業告示

落札者等の告示.....	1074
--------------	------

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1417号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び土木事務所並びに市役所及び町役場において縦覧に供する。

平成20年10月3日

愛媛県知事 加戸守行

#### 上厚

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次結んだ線並びに標柱13号と標柱1号を町道上厚線の西側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
上浮穴郡 久万高原町	二名	甲2912番 1	1号
		甲2963番	2号
		乙2338番 2	3号
		乙2338番 1	4号
		乙2339番 2	5号
		甲2979番	6号
		甲3005番	7号
		甲3002番 1	8号
		甲2983番	9号

	乙2294番	10号
	乙2289番	11号
	甲3066番 2	12号
	甲3064番 1	13号

#### 福吉

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱16号までを順次結んだ線及び標柱16号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
西予市	宇和町明石	2401番 1 地先	1号
		2401番 1	2号
		2401番 1	3号
		2415番	4号
		2420番 1	5号
		2421番 1	6号
		2421番 1	7号
		2427番 1 地先	8号
		2426番 1	9号
		2425番	10号
		681番 1	11号
		683番 2	12号
		704番	13号
		710番	14号
		734番 1	15号
		738番	16号

#### 下谷

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線、標柱10号と標柱11号を市道久保津線北側官民境界線で結んだ線、標柱11号から標柱14号までを順次結んだ線及び標柱14号と標柱1号を国道56号東側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
宇和島市	津島町高田	甲2165番 1	1号
		丁899番	2号
		丁900番 1	3号
		丁903番 1	4号
		丁907番 1	5号
		丁915番 2	6号
		丁919番 1	7号
		丁919番 1	8号
		丁919番17	9号
		丁919番17	10号
		甲2435番 1	11号
		甲2429番 2	12号
		甲2406番 1	13号

	甲2379番 1	14号
--	----------	-----

嵐部

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から11号までを順次結んだ線、標柱11号と標柱12号を一級市道嵐部本線及び主要地方道宿毛津島線の山側官民境界線で結んだ線、標柱12号と標柱13号を結んだ線及び標柱13号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町	字	地 番	標 柱
宇和島市	津島町山財	6506番 1 地先	1号
		6244番地先	2号
		6244番	3号
		6246番	4号
		6252番	5号
		6258番	6号
		6341番	7号
		6436番	8号
		6417番	9号
		6433番	10号
		6430番	11号
		6503番	12号
		6506番 1	13号

甘崎南（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和58年3月愛媛県告示第454号）甘崎南地区の項で指定した標柱3号と標柱2号と標柱1号を結んだ線、標柱1号と次に掲げる地番の土地に存する標柱8号から標柱17号までを順次結んだ線及び標柱17号と標柱3号を結んだ線に囲まれた区域

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和58年3月愛媛県告示第454号）甘崎南地区の項で指定した標柱6号と標柱5号と標柱4号を結んだ線、標柱4号と次に掲げる地番の土地に存する標柱18号から標柱21号までを順次結んだ線及び標柱21号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
宇和島市	遊子	3929番	8号
		4046番	9号
		4053番 1	10号
		4054番	11号
		4058番	12号
		4035番 2	13号

	4041番	14号
	4040番	15号
	3935番	16号
	3938番 1	17号
	3951番	18号
	3953番 2	19号
	3953番 2	20号
	3905番	21号

○愛媛県告示第1418号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、内子都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成20年10月3日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1419号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定に基づき、内子都市計画特別用途地区の決定に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成20年10月3日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1420号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・片上地区）の施行に平成20年9月24日同意した。

平成20年10月3日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

○愛媛県告示第1421号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・一本松地区）の施行に平成20年9月24日同意した。

平成20年10月3日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

訓 令

○愛媛県訓令第18号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

愛媛県地方局事務決裁規程及び愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年10月3日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県地方局事務決裁規程及び愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前					
別表第2(第4条関係) 局長の権限に属する総務企画部関係事務に係る特定決裁事項					別表第2(第4条関係) 局長の権限に属する総務企画部関係事務に係る特定決裁事項					
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			局 長	専 決 者 部 課 長				局 長	専 決 者 部 課 長	
総 務 県 民 課	1~4 省略				総 務 県 民 課	1~4 省略				
					5 旅券 法の施 行に關 する事 務	1 一般旅券の発給の申請の受理 (第3条、旅券法施行規則(以下 この部において「省令」とい う。)第3条第1項、第2項)			—	
						2 一般旅券の交付(第8条第1 項、第3項、第10条第4項、第12 条第3項、省令第7条第3項、第 5項)			—	
						3 一般旅券の記載事項の訂正の申 請の受理(第3条第4項、第10条 第1項ただし書、第4項、省令第 3条第1項、第2項、第5項)			—	
						4 職権作成のための一般旅券の返 納又は職権訂正のための一般旅券 の提出の要求(第10条第3項)			—	
						5 一般旅券の査証欄の増補の申請 の受理(第3条第4項、第12条第 1項、第3項、省令第3条第1 項、第2項、第5項)			—	
						6 一般旅券の紛失又は焼失に係る 届出の受理(第17条第1項から第 3項まで、省令第7条第3項、第 5項、第14条第3項)			—	
						7 返納された一般旅券の還付(第 19条第6項)			—	
		5 省略				6 省略				
		6 省略				7 省略				
		7 省略				8 省略				
		8 省略				9 省略				
		9 省略				10 省略				
		10 省略				11 省略				
	11 省略				12 省略					
	12 省略				13 省略					
	13 省略				14 省略					
	14 省略				15 省略					

15	省略			
16	省略			
17	省略			
18	省略			
19	省略			
20	省略			
21	省略			
22	省略			
23	省略			
24	省略			
25	省略			
26	省略			
27	省略			
28	省略			
29	省略			
30	省略			
31	省略			
32	省略			
33	省略			
34	省略			
35	省略			
36	省略			
37	省略			
38	省略			
39	省略			
40	省略			
41	省略			
42	省略			

16	省略			
17	省略			
18	省略			
19	省略			
20	省略			
21	省略			
22	省略			
23	省略			
24	省略			
25	省略			
26	省略			
27	省略			
28	省略			
29	省略			
30	省略			
31	省略			
32	省略			
33	省略			
34	省略			
35	省略			
36	省略			
37	省略			
38	省略			
39	省略			
40	省略			
41	省略			
42	省略			
43	省略			

備考 1 総務県民室においては、この表3の部1の項、3の項及び4の項、4の部、6の部2の項(1) から(3)まで及び3の項、7の部1の項(2)及び3の項、10の部2の項、4の項から6の項まで及び8の項から10の項まで、13の部1の項、28の部1の項(2)、29の部1の項(2)、31の部1の項、33の部、34の部2の項並びに36の部2の項に掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「総務県民室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」として、同表の規定を適用する。

2 総務県民室においては、この表6の部1の項及び2の項(4)、7の部1の項(1)並びに34の部3の項に掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「総務県民室」とし、同表決裁区分の欄中「局長」及び「部長」とあるのは「支局長」として、同表の規定を適用する。

備考 1 総務県民室においては、この表3の部1の項、3の項及び4の項、4の部、5の部、7の部2の項(1)から(3)まで及び3の項、8の部1の項(2)及び3の項、11の部2の項、4の項から6の項まで及び8の項から10の項まで、14の部1の項、29の部1の項(2)、30の部1の項(2)、32の部1の項、34の部、35の部2の項並びに37の部2の項に掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「総務県民室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」として、同表の規定を適用する。

2 総務県民室においては、この表7の部1の項及び2の項(4)、8の部1の項(1)並びに35の部3の項に掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「総務県民室」とし、同表決裁区分の欄中「局長」及び「部長」とあるのは「支局長」として、同表の規定を適用する。

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第2条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(総務企画部各課の所掌事務)</p> <p><b>第2条</b> 総務県民課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) 省略</p> <p><u>(15)から(17)まで 削除</u></p> <p>(18)～(23) 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 総務県民室においては、第1項第8号、第9号、第13号、<u>第14号</u>、第18号、第21号の4から第21号の23まで並びに第2項第2号、第4号、第8号及び第14号に掲げる事務並びに次の事務を所掌する。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>7 省略</p> <p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p><b>第13条</b> 省略</p> <p>2 地方局長 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____に委任する事務のうち、総務企画部に關するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4)の3 省略</p> <p>(4)の4 省略</p> <p>(4)の5 省略</p> <p>(5)～(17) 省略</p> <p>3～6 省略</p>	<p>(総務企画部各課の所掌事務)</p> <p><b>第2条</b> 総務県民課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) 省略</p> <p><u>(15) 旅券に關すること(中予地方局を除く。)</u>。</p> <p><u>(16)及び(17) 削除</u></p> <p>(18)～(23) 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 総務県民室においては、第1項第8号、第9号、第13号から<u>第15号まで</u>、第18号、第21号の4から第21号の23まで並びに第2項第2号、第4号、第8号及び第14号に掲げる事務並びに次の事務を所掌する。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>7 省略</p> <p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p><b>第13条</b> 省略</p> <p>2 地方局長(中予地方局長以外の地方局長に提出された申請書又は旅券に係る第4号の4から第4号の10までの事務(第4号の5の事務のうち、知事が自ら処理することが適当であると認めたものを除く。)及び知事が受理した申請書に係る第4号の5の事務のうち知事が地方局長が処理することが適当であると認めたものにあつては、当該地方局長。ただし、一の地方局長が受理した申請書に係る同号の事務で、知事が他の地方局長が処理することが適当であると認めたものにあつては、当該他の地方局長)に委任する事務のうち、総務企画部に關するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4)の3 省略</p> <p><u>(4)の4 旅券法第3条第1項の規定に基づく一般旅券の発給の申請(同法第13条第1項各号のいずれかに該当する者に係るものを除く。)の受理に關すること。</u></p> <p><u>(4)の5 旅券法第8条第1項(同法第10条第4項及び第12条第3項において準用する場合を含む。)及び第3項の規定に基づく一般旅券の交付に關すること。</u></p> <p><u>(4)の6 旅券法第10条第1項ただし書の規定に基づく一般旅券の記載事項の訂正の申請の受理に關すること。</u></p> <p><u>(4)の7 旅券法第10条第3項の規定に基づく職権作成のための一般旅券の返納又は職権訂正のための一般旅券の提出の要求に關すること。</u></p> <p><u>(4)の8 旅券法第12条第1項の規定に基づく一般旅券の査証欄の増補の申請の受理に關すること。</u></p> <p><u>(4)の9 旅券法第17条第1項の規定に基づく一般旅券の紛失又は焼失に係る届出の受理に關すること。</u></p> <p><u>(4)の10 旅券法第19条第6項の規定に基づく返納された一般旅券の還付に關すること。</u></p> <p>(4)の11 省略</p> <p>(4)の12 省略</p> <p>(5)～(17) 省略</p> <p>3～6 省略</p>

**附 則**

この訓令は、平成20年10月6日から施行する。

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年10月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成20年9月19日	特定非営利活動法人 ふうしすてむ	川 崎 壽 洋	松山市御幸二丁目1番16号	本法人は、障害を持つ人々が、精神的・社会的に自立して、社会参加・就労できるようになるために、コンピュータやその周辺領域の知識や技術を利用した仕事の開拓・研修・実習・実務に関する事業を行うとともに、他の障害者支援団体との交流事業を行うことで障害者の社会への完全参加と自立に役立つことを目的とする。

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき平成20年6月9日から平成20年9月17日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成20年10月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

造園（造園工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 8	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 13	A 甲 15
A 甲 16	C 1	C 2	C 3	C 7	

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 15	C 1	C 3

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）

1 級

受 検 番 号
B 2

金属熱処理（一般熱処理作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	C 1

2 級

受 検 番 号
A 甲 2

## 3級

受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2

## 金属熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業）

## 2級

受検番号	受検番号
A甲 1	C 1

## 機械加工（普通旋盤作業）

## 1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	B 1

## 2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 7	A甲 8
A甲 9	A甲 10	A甲 11	A甲 12	A甲 14	A甲 15
B 3	C 1	C 2	C 3		

## 機械加工（フライス盤作業）

## 2級

受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 7

## 機械加工（平面研削盤作業）

## 2級

受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 3

## 機械加工（円筒研削盤作業）

## 2級

受検番号	受検番号	受検番号
A甲 4	B 1	B 2

## 機械加工（ホブ盤作業）

## 2級

受検番号	受検番号
A甲 1	C 1

## 機械加工（数値制御旋盤作業）

## 1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 4	A甲 8	B 3

## 2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 7
A甲 8	A甲 9	A甲 11	A甲 12	A甲 13	A甲 14
A甲 15	A甲 16	C 1	C 3	C 4	

## 機械加工（数値制御フライス盤作業）

## 1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 2	A甲 4	A甲 9	A甲 11

## 2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 3	A甲 6	A甲 7	A甲 8	B 4

## 機械加工（マシニングセンタ作業）

## 1級

受検番号
A甲 4

## 2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 4	A甲 6	B 1	C 1	C 2
C 3	C 5	C 6			

## 放電加工（数値制御形彫り放電加工作業）

## 2級

受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2

## 放電加工（ワイヤ放電加工作業）

## 2級

受検番号
B 1

鉄工（製缶作業）

2級

受 検 番 号	
A 甲	4

鉄工（構造物鉄工作業）

1級

受 検 番 号	
B	1

2級

受 検 番 号	
C	1

建築板金（内外装板金作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 4	A 甲 6	C 2	C 3
C 4	C 5				

2級

受 検 番 号	
C	1

建築板金（ダクト板金作業）

2級

受 検 番 号	
B	1

仕上げ（治工具仕上げ作業）

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 8	A 甲 10	B 3	B 4

仕上げ（機械組立仕上げ作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 7	B 3	C 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 C 1	A 甲 2 C 2	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 13	B 3

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	B 2	B 3	B 7

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 B 9	A 甲 2 B 10	A 甲 4 B 12	A 甲 8	A 甲 11	B 3

電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	B 3	B 5

2 級

受 検 番 号
B 3

産業車両整備（産業車両整備作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3 B 7	A 甲 8 B 8	A 甲 9	A 甲 11	B 1	B 4

建設機械整備（建設機械整備作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	C 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3 A 甲 14 A 甲 30 B 5 C 2	A 甲 4 A 甲 20 A 甲 32 B 9 C 3	A 甲 5 A 甲 24 A 甲 33 B 10 C 4	A 甲 6 A 甲 27 A 甲 36 B 11	A 甲 11 A 甲 28 B 3 B 13	A 甲 13 A 甲 29 B 4 C 1

## 婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）

2級

受 検 番 号	
B	1

## 建具製作（木製建具手加工作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 4

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	C 1	C 2

## プラスチック成形（射出成形作業）

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 6

## プラスチック成形（インフレーション成形作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 4	B 1	C 1
C 4	C 5	C 6			

## 石材施工（石張り作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	C 1	C 2

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	B 2

## とび（とび作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 6
A甲 7	B 2	B 3			

## 左官（左官作業）

## 1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 4 A甲 11	A甲 6	A甲 7	A甲 8	A甲 9	A甲 10

## 2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	C 1	C 2	C 3	C 4

## タイル張り（タイル張り作業）

## 1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 3	A甲 5	A甲 8	A甲 9	A甲 13

## 2級

受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 3

## 畳製作（畳製作作業）

## 1級

受検番号
C 1

## 防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業）

## 1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1 A甲 7	A甲 2 A甲 8	A甲 3 A甲 9	A甲 4	A甲 5	A甲 6

## 2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	B 1	B 2

## 防水施工（アクリルゴム系塗膜防水工事作業）

## 1級

受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2

2 級

受 検 番 号
A 甲 1

防水施工（シーリング防水工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3 C 1	A 甲 4 C 2	A 甲 5 D 1	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 8

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3

防水施工（FRP防水工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 4	C 1	C 2	C 3

2 級

受 検 番 号
C 1

内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事作業）

1 級

受 検 番 号
B 1

熱絶縁施工（保温保冷工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 C 3	A 甲 2	A 甲 4	B 1	B 2	B 3

2 級

受 検 番 号
B 1

## サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）

1級

受 検 番 号	
C	1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	C 1	C 2

## 表装（壁装作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 2	A甲 5	B 1	B 2

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	C 1	C 2

## 塗装（建築塗装作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 20	B 1	B 2	B 3	B 4	B 5
B 6	B 7	B 8	B 9	B 10	C 2
D 1	D 2				

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	B 2	C 1	C 2
C 3	C 4	C 5	C 6	C 7	

## 塗装（金属塗装作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	C 2

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 3	A甲 4	A甲 5	C 1

塗装（鋼橋塗装作業）

1級

受 検 番 号	
D	1

商品装飾展示（商品装飾展示作業）

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 3

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1 C 1	A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 6

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 4

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第44号

愛媛県選挙公営実施規程（昭和44年11月1日愛媛県選挙管理委員会告示）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成20年10月3日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

別記第19号様式を次のように改める。

第19号様式

(投票所内の政党等の名称等の掲示)(第57条関係)

その1

衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位		(ふりがな)略称	(ふりがな)衆議院名簿届出政党等の名称	何年何月何日執行 衆議院比例代表選出議員選挙 衆議院名簿届出政党等名称等掲示  市(町)選挙管理委員会
	順位			
	氏名(ふりがな)			
	順位			
	氏名(ふりがな)			
	順位			
	氏名(ふりがな)			

- 備考 1 文字は、すべて黒色で記載するものとする。  
 2 「衆議院名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「衆議院名簿登載者の氏名」については縦書きとし、名簿による候補者届出書の記載に従つて、ふりがなを付し、「当選人となるべき順位」については横書きとする。

その2

(ふりがな) 参議院名簿登載者の氏名	(ふりがな) 略 称	(ふりがな) 参議院名簿届出 政党等の名称	何年何月何日執行 参議院比例代表選出議員選挙 参議院名簿届出政党等名称等及び参議院名簿登載者氏名揭示 市(町)選挙管理委員会

- 備考 1 文字は、すべて黒色で記載するものとする。
- 2 「参議院名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「参議院名簿登載者の氏名」については縦書きとし、名簿による候補者届出書の記載に従つて、ふりがなを付するものとする。

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第6号

次のとおり落札者及び随意契約の相手方を決定した。

平成20年10月3日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

落札又は随意契約に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者又は随意契約の相手方を決定した日	落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所	落札金額又は随意契約に係る契約金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日	随意契約にした理由
放射線治療装置(ライナック) 1式 (月額賃借料/県立中央病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成20年8月25日	東京都千代田区紀尾井町3番27号 株式会社自治体病院共済会	8,190,000円	一般競争入札	平成20年7月15日	
シンチレーションカメラシステム 2式 (月額賃借料/県立中央病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成20年8月25日	東京都港区赤坂五丁目2番20号 GEフィナンシャルサービス株式会社	2,276,547円	一般競争入札	平成20年7月15日	
16列マルチスライスCTシステム 1式 (月額賃借料/県立三島病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成20年8月25日	東京都文京区本郷三丁目15番2号 東芝医用ファインナンス株式会社	1,275,750円	一般競争入札	平成20年7月15日	
PACS(医用画像情報システム) 2式 (月額賃借料/県立三島病院及び県立南宇和病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成20年8月25日	東京都港区赤坂五丁目2番20号 GEフィナンシャルサービス株式会社	6,619,410円	随意契約	平成20年7月15日	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による。